

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【公表番号】特表2005-508424(P2005-508424A)

【公表日】平成17年3月31日(2005.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2005-013

【出願番号】特願2003-542265(P2003-542265)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00 Z N M

C 08 K 3/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年4月3日(2007.4.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項1】

マトリクス材、ナノサイズの微粒子片、およびミクロンサイズの微粒子片を含み、該ナノサイズの微粒子片の配合量が微粒子片の全添加量を基準にして15.7wt%を越えることを特徴とする組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項30

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項30】

マトリクス材、ナノサイズの微粒子片、およびミクロンサイズの微粒子片を含み、該ナノサイズの微粒子片の配合量が微粒子片の全添加量を基準にして約35から約65wt%の間であることを特徴とする組成物。